

国名 タイ王国

〒 141-0021 品川区上大崎 3-14-6

TEL : 03-5789-2433

旅券再発行のための必要書類は何ですか？ 子供の場合、必要書類は変わりますか？

大人の場合	子供の場合 (20 歳以下)
パスポート申請書 パスポートの写し (持っている場合) 国民身分証明書の写し (表・裏) 住民登録証 (タビアンバーン) の写し 氏名変更証明書の写し (氏名変更した場合) タイ区役所発行の婚姻証明書、離婚証明書、又は家族身分登録証明書 (婚姻 / 離婚) の写し 紛失・盗難届 在留カード (日本入国時の日付の記載) 又は入国管理局発行の入国証明書 写真 (横 cm × 縦 cm) 枚	※申請は申請者本人と両親同伴の場合のみ受け付け パスポート申請書 パスポートの写し (持っている場合) タイの出生証明書 国民身分証明書の写し (表・裏) 住民登録証 (タビアンバーン) の写し 氏名変更証明書の写し (氏名変更した場合) 同一人物証明書 (日本のパスポートの名前とタイの出生証明書の名前が一致しない場合) 盗難・紛失の場合、警察発行の盗難・紛失届 ※以下、タイ国籍の父親・母親の書類 パスポートの写し 国民身分証明書の写し (表・裏) 住民登録証 (タビアンバーン) の写し 氏名変更証明書の写し (氏名変更した場合) タイ区役所発行の婚姻証明書、離婚証明書、又は家族身分登録証明書 (婚姻 / 離婚) の写し 在留カードの写し ※タイ国籍以外の父親・母親の書類 パスポートの氏名欄、又は運転免許証裏表の写し 写真 (横 cm × 縦 cm) 枚

手数料はいくらかかりますか？

11,000 円 未成年者 9,000 円

申請書の様式をコピーしたものを使用できますか？

不可。

申請から取得までの日数は？通知が来るのか？指定日に出向くのか？

4～5 週間、郵送着払いにて郵送可、又は指定日に本人が領収書をもって受け取りに来る。

代理申請は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

不可。

代理受領は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

不可。

■ 受付時間は？

月曜日～ 金曜日

9:00 ～ 11:30 13:30 ～ 14:30

■ 遺失の場合と盗難の場合で、必要書類その他変わるところがありますか？

ありません。

■ 出国予定日までほとんど日数がないような場合、旅券に代わるトラベルドキュメント等の発給を受けられますか？また旅券の発給を早めに受けることは可能でしょうか？
その場合最短で何日くらいでご発給いただけますか？

C.I(タイ帰国のための臨時旅券) 発給、必要書類は別紙参照

■ 東京以外で同じく再発給手続きを受けることのできる日本国内の窓口はどこにありますか？

タイ大阪総領事館 〒 541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル

TEL 番号 06-6262-9227 FAX: 06-6262-9228

- (2) 国民身分証明書のコピー1部
- (3) 住居登録証のコピー1部
- (4) 氏名変更証明書(氏名変更したことがある場合)
- (5) タイ区役所発行の婚姻証明書、離婚証明書、又は家族身分登録証明書(婚姻/離婚)のコピー1部(婚姻又は離婚したことがある場合)
- (6) 外国人登録証のコピー1部(持っている場合)

3.3) タイ国籍以外の父親・母親の書類

- (1) パスポートの氏名欄、又は運転免許証裏表のコピー1部

備考 *※ 盗難、紛失の場合、警察発行の追難、紛失届必要*

- ・申請は、申請者本人と両親同伴の場合のみ受け付けます。
- ・受け取りは申請日から約4-5週間かかります。
- ・パスポートの有効期限は5年です。Eパスポートは記載の追記、変更等はできません。
- ・両親がどちらか一方しか同伴できない場合は、タイの市役所かタイ外務省にて同意書を申請してください。
- ・両親が離婚している場合は、親権者証明書が必要になります。タイの市役所で離婚手続きが済んでいない場合はタイの市役所にて離婚手続きを行ってください。
(タイの市役所での離婚手続きについては、別紙参照)
- ・両親が婚姻状態ではなく、タイの出生証明書に父親の氏名が記載されている場合は、母親が親権者であることを証明する親権証明書が必要になります。
- ・郵送での申請はできません。申請の際、コンピューターに申請者の生体情報(指紋等)を入力するため、申請者本人に来て頂く必要があります。
- ・パスポートは、大切に保管して下さい。パスポート原本は必要な時以外はなるべく持ち歩かず、代わりにパスポートのコピーあるいは外国人登録証を携帯するようにして下さい。

4. C.I.(臨時旅券)を取得するための必要事項

- タイ国政府発行の身分証明書(I.D.カード)の原本又は、写真が貼ってある身分証明書(バイルアンも可)又は、I.D.カードの代わりにタイの市役所で発行された身分を証明する書類(本人の写真と市役所の認証付きのもの)
- タイ国政府発行の住居登録証(タビアンバーン)原本、コピーの場合はタイの市役所で認証が必要
- パスポート(所持している場合)
- 写真(5×5cm)3枚

5. C.I.(臨時旅券)を取得するための必要事項(母親が子どもと一緒にタイに帰る場合)

- タイ国政府発行の身分証明書(I.D.カード)の原本又は、写真が貼ってある身分証明書(バイルアンも可)又は、I.D.カードの代わりにタイの市役所で発行された身分を証明する書類(本人の写真と市役所の認証付きのもの)
- タイ国政府発行の住居登録証(タビアンバーン)原本、コピーの場合はタイの市役所で認証が必要
- パスポート(所持している場合)
- タイの大使館で発行された出生証明書
- 母親と子どもと一緒に撮影した写真(5×5cm)3枚

1~5の書類は1部ずつコピーが必要